

居宅サービス標準契約書【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

事業所:あすなろ訪問看護ステーション

第1条 サービスの目的および内容

1.事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じ て自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護のサービスを提供します

2, それぞれのサービス内容の詳細は、居宅サービス計画書に記載のとおりです。

第2条 契約期間

1, この契約の契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、契約終了までとします。

2, 上記の契約期間満了日の7日までに利用者から更新拒絶の意志表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の 意思を確認し、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者（要支援～要介護5）と認定された場合、契約は更新されたもの とします。

第3条 個別サービス企画等

1, 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って必 要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

2, 事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調 整等の援助を行います。

第4条 サービス提供の記録等

1, 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用 者の 確認を受けることとします。

2, 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等について「サービス提供記録書」を作成して、利 用者に説明のうえ提出します。

3, 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録は、県の条例に従い、サービスの提供に係る保険給付支払日から5年間保 存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条 利用者負担金及びその対応

1, サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお利用者負担金は関係法令に基 づいて決められているものであるため契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用さ れます。

2, 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間 を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。

3, 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持す る見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するもの とします。

4, 事業者は、前提に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除 することが出来ます。

第6条 利用者の解約権

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。

第7条 事業者の解除権

事業者は、利用者の著しい不正行為により契約が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除す

第8条 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき

二 第5条の事業者から解約の意思表示がなされたとき

三 第6条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

四 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

五 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき

(1)利用者が介護保健施設や医療施設に入所又は入院したとき

(2)利用者について要介護認定が受けられなかったとき

(3)利用者が死亡したとき

第9条 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、 自らの責めに帰すべき理由によらない場合にはこの限りではありません。

第10条 秘密保持

1, 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三 者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことは ありません。

2, あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることが 出来ます。

第11条 苦情対応

1, 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合 会に対して、いつでも苦情申し立てることが出来ます。

2, 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、 迅速かつ誠実に対応します。

3, 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第12条 契約外条項等

1, この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊 重し、利用者と事業者の協議により定めます。

2, この契約は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場 合には、別途契約が必要になります。

【署名欄】

当ステーションは、利用者様へ本契約内容及び重要事項説明に関する説明を行いました。

事 業 者 名 医療法人社団 正信会 あすなろ訪問看護ステーション

所 在 地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石1 1 5 - 4 8 3

管 理 者 安永 弥生

私は(利用者)、あすなろ訪問看護ステーション(事業者)より本契約内容及び重要事項説明に関する説明を受け 訪問看護の契約及び重要事項説明の内容について同意し、利用を申し込みます。

【利用者】	氏 名
	住 所
	電話番号

【ご家族又は 代理人】	氏 名 (続柄)
	住 所
	電話番号